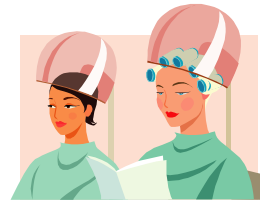
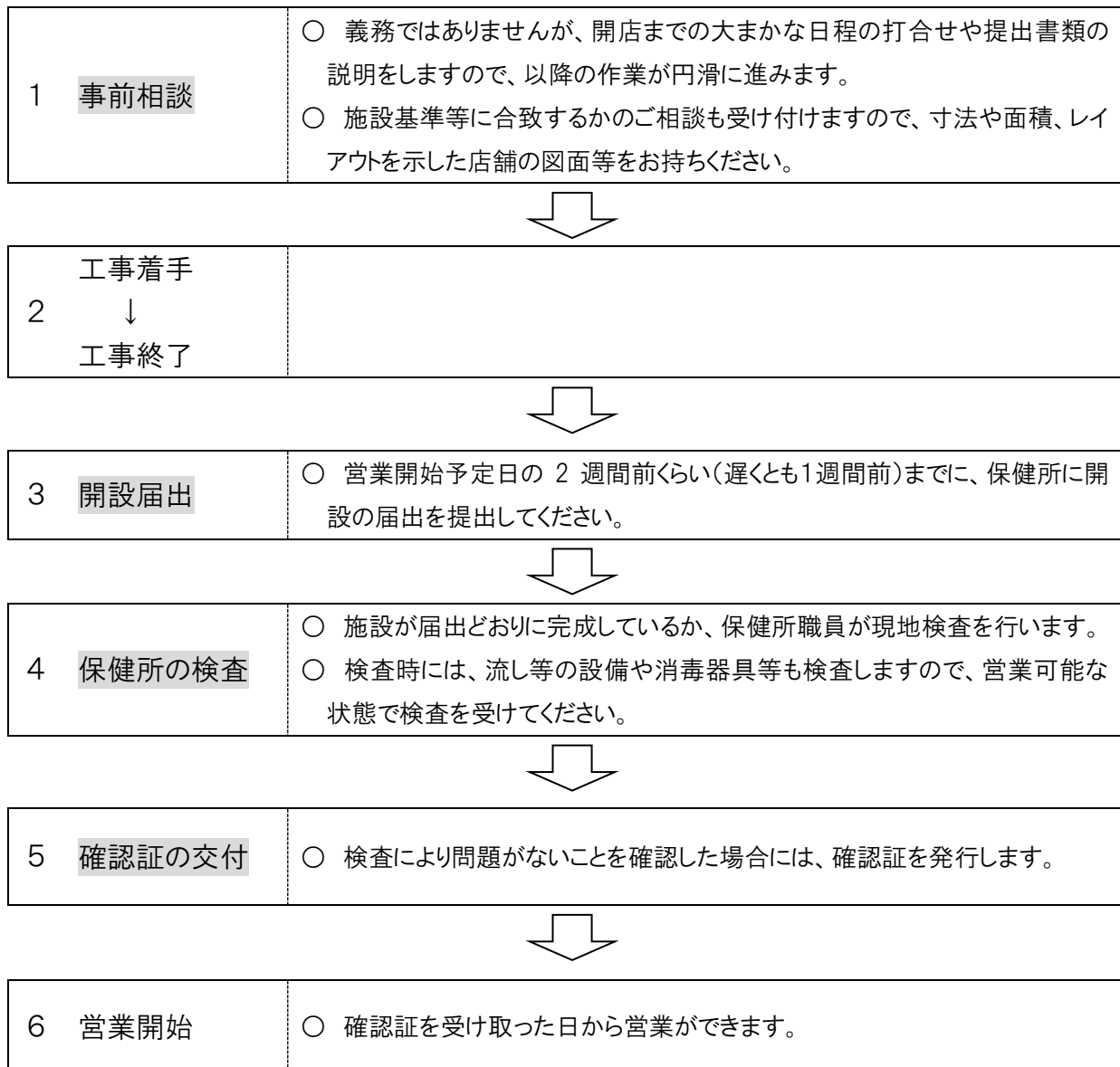




美容所の開設の手引き



1 営業開始までの流れ



2 施設設備について

美容所を開設するときには、次の施設設備が必要になります。

(1) 待合所と作業場

ア 待合所

待合所は美容を行うとき以外は、客がみだりに立ち入ることのないように、腰の高さ以上の仕切りなどにより作業場と明確に区分してください。また、原則として店の出入り口近くに設けてください。

イ 作業場

作業場として必要な面積は次ページの表のとおりで、かつ、洗い場や消毒設備などを設置しても作業に支障がない面積を確保してください。

<必要な作業場面積>

美容用椅子台数	作業場面積
1台	9.9 m ²
2台	13.2 m ²
3台	16.5 m ²
4台	19.8 m ²
5台	23.1 m ²
⋮	⋮

※ 椅子1台→9.9 m²
2台以上→9.9 m² + (3.3 m² × 台数)

※ 面積を計算するときの注意点

- ① 作業場の面積には、美容に関係のない施設(便所、玄関、着付け室等)は除きます。
- ② 計測は内寸(壁の内側)で行いますので、建築図面の寸法(一般的に柱の中心から中心まで)とは異なることがあります。

(2)床・腰板の材質

床・腰板には、コンクリートやタイル、リリウム、板等の不浸透性の材料を使用してください。じゅうたん等、水が浸透したり、清掃が困難な材質は認められません。

(3)設備等

ア 椅子と鏡

イ 洗髪・洗顔用の洗い場

ウ 器具・手指洗浄用の洗い場(洗髪・洗顔用の洗い場とは別に設置してください。また、器具類が洗浄できる大きさのものを設置してください。)

エ 消毒器具 ※ 実際に行う消毒方法に合わせてご準備ください。

- ① 紫外線消毒器
- ② 薬液消毒盤
- ③ シリンダー(水用(大)・薬用(小))

オ 照明器具

カ タオルの収納場所

キ 使用済みタオル入れ

ク 器具類保管場所

ケ 使用済み器具類置場

コ 換気扇(ガス器具の周囲等)

サ ふた付きごみ箱

シ ふた付き毛髪箱



3 開設届出について

(1)届出に必要なもの

ア 美容所開設届出書(別記第1号様式)

イ 北海道収入証紙 19,400 円

(アの届出書に貼付してください。北海道収入証紙は保健所でも購入できます。)

ウ 開設者の印鑑

(アの届出書に押印します。)

エ 添付書類

- ① 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍を記載した者に限る。)
- ② 美容師及びその他の従業員の名簿(別紙1)
- ③ 美容師が2名以上いる場合は、管理美容師が美容師法第11条の4第2項の規定に該当するであることを証する書類(管理美容師資格認定講習会の終了証書)
- ④ 美容師免許証の写し
- ⑤ 美容師の伝染性疾病の有無に関する医師の診断書(結核、伝染性の皮膚疾患等に感染していない旨の診断書をつけてください。)(参考様式)
- ⑥ 構造概要書・設備器具調書(別紙2)
- ⑦ 美容所の平面図(椅子、鏡、洗面台、器具の保管ケース等の備品の位置についても書き入れてください。)
- ⑧ 美容所付近の見取り図
- ⑨ 開設者が法人の場合は、登記事項証明書

4 営業開始後の届出について

次の場合には保健所への届出が必要です。

- (1) 従業員の転入・転出があった場合→「美容所開設届出書記載事項変更届出書」(別記第2号様式その1)を保健所に提出してください。
- (2) 美容所の位置や構造設備を変更した場合→「美容所開設届出書記載事項変更届出書」(別記第2号様式その1)を保健所に提出してください。
- (3) 開設者が変わる場合→新たに開設届出の手続きが必要となります。
- (4) 開設者が個人から法人に変わる場合→新たに開設届出の手続きが必要となります。
- (5) 相続・合併・分割して美容所の営業を継続する場合→「美容所継承届出書」(別記第3号様式、別記第4号様式、別記第4号様式の2)を保健所に提出してください。
- (6) 廃業した場合→「美容所廃止届出書」(別記第2号様式その2)を保健所に提出してください。

◇◇◇ お問い合わせ先 ◇◇◇

北海道石狩振興局保健環境部保健行政室

(北海道江別保健所)

生活衛生課 主査(環境衛生)

〒069-0811 江別市錦町4番地の1 Tel:011(382)3054 Fax:011(383)2185